

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
翌日が休日に当たる場合)

告

示

鳥取県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口歯科医院	倉吉市新町二丁目 二三七七一一二	昭和五十七年一月十八日
井沢 医院	境港市竹内町七九一一八	昭和五十七年一月一日
野口歯科医院	米子市旗ヶ崎五四五一一八	昭和五十七年二月二日

- ◆ 正 告 昭和五十七年一月鳥取県告示第四十四号中訂正
- ◆ 生 活保護法による医療機関の指定
- ◆ 生 活保護法による指定医療機関の廃止
- ◆ 牛等の出入又は移動を禁止する区域の指定の解除
- ◆ 土地改良区の定款の変更の認可（二件）
- ◆ 土地改良事業計画の適否の決定
- ◆ 土地改良法による換地計画の適否の決定（八件）
- ◆ 土地改良事業の工事の完了
- ◆ 保安林の指定の解除予定（七件）
- ◆ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◆ 教委告示 教育委員会の招集
- ◆ 公 告 歯科衛生士試験の実施
- ◆ 正 誤 歯科技工士試験の実施

鳥取県告示第百六十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた

昭和57年2月19日 金曜日

鳥取県公報

ので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

ので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
樋口歯科医院	倉吉市新町二丁目 二三七七一一	昭和五十六年十一月二十日
井沢 医 院	境港市竹内町七九一十八	昭和五十六年十二月三十一日

鳥取県告示第百六十四号

昭和五十七年一月鳥取県告示第八十三号（牛等の出入又は移動を禁止する区域について）は、廃止する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を昭和五十七年二月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

136

鳥取県告示第百六十七号

昭和五十六年七月十九日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（河原地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、国府土地改良区の定款の変更を昭和五十七年二月十五日認可した

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

換地計画書の写し

昭和五十七年二月二十日から二十日間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十九号

昭和五十七年一月十一日付で東伯町から申請のあつた三本杉地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

細見地区用呂工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

昭和五十七年二月二十日から二十日間

一 縦覧に供する書類

三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十号

昭和五十七年一月二十日付けで八東町から申請のあつた才代地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十一号

昭和五十七年一月二十日付けで八東町から申請のあつた後山地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 四 縦覧に供する場所
- 八東町役場
- 四 異議の申出

鳥取県告示第百七十二号

昭和五十七年一月二十一日付けで大栄町から申請のあつた大栄（上種）地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 龜 次

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 龜 次

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 龜 次

画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し

昭和五十七年二月二十日から二十日間
大栄町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十七年二月二十日から二十日間
船岡町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する場所

昭和五十七年二月二十日から二十日間
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十四号

昭和五十七年二月三日付けで福部村から申請のあつた左近地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第百七十三号

昭和五十七年2月19日 金曜日

鳥取県公報

示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

尾 邑 次

次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する場所
昭和五十七年二月二十日から二十一日間
- 四 異議の申出
福部村役場

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
縦覧期
- 三 縦覧に供する場所
昭和五十七年二月二十日から二十一日間
- 四 異議の申出
岩美町役場

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
縦覧期
- 三 縦覧に供する場所
昭和五十七年二月二十日から二十一日間
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十五号

昭和五十七年二月十五日付けで岩美町から申請のあつた宇治地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県告示第百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日
の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

尾 邑 次

次

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
岩立地区ほ場整備事業	昭和五十五年三月二十二日	溝口町
成実地区ほ場整備事業	昭和五十六年三月二十六日	米子市成実土地改良区

鳥取県告示第百七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町上野字御蔵屋敷三七八の一（次の図に示す部分に限る。）

●「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

八頭郡八東町大字志谷字峠四九六の一、四九七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

鳥取県告示第百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

三 解除の理由
二 保安林として指定された目的
一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八東町大字志谷字峠四九六の一、四九七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八東町大字志谷字峠四九六の一、四九七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
水資源のかん養
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百七十八号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

昭和五十七年二月十九日

昭和57年2月19日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

尾 邑 次

水源のかん養

- 三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字雨滝字大滝谷九五九（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十一号
次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字布袋字北谷才ノ神道九三五の一、九三五の二、字才ノ木谷舟フセ平七六〇の一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 三 解除の理由
林道用地とするため
一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字柄原（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字尾際谷平一〇六〇次一、字カキナル二七五の

一、大字河本字堂ノ平八一二の一、字流田向七七四、七七五（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

発電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和五十七年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

昭和57年2月19日 金曜日

鳥取県公報

- 1 日時 昭和五十七年二月十九日（火）午前十一時十五分
 2 場所 鳥取市東町一丁目111〇番地
 鳥取県選舉管理委員会秘書室

三、議題 鳥取県知事選舉及び鳥取県議会議員補欠選舉について

- 1 日時 昭和五十七年二月十九日（火）午前十一時十五分
 2 場所 鳥取市東町一丁目111〇番地
 鳥取県選舉管理委員会秘書室

教育委員会告示

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

- (1) 学説試験 昭和57年3月27日（土）午前9時から
 (2) 実地試験 昭和57年3月28日（日）午前9時から

2 試験場所

- (1) 学説試験 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
 (2) 実地試験 鳥取市戎町325番地 鳥取県立歯科衛生士学院

3 試験科目

- (1) 学説試験 解剖生理、病理細菌、薬理、栄養、衛生及び口腔衛生、
 歯科臨床概論及び歯科診療補助並びに衛生行政

- (2) 実地試験 歯科予防実技及び歯科診療補助実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
 (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
 (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第11条第1項の規定により、歯科衛生士試験を次のことおり実施する。

昭和57年2月19日

公 告

- を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 5 受験願書の受付期間
昭和57年3月1日(月)から同月8日(月)まで(郵送の場合は、昭和57年3月8日までの消印があるものは、有効とする。)
- 6 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県衛生環境部医務課
- 7 提出書類
- (1) 受験願書(所定の様式によること。)
 - (2) 履歴書(所定の様式によること。)
 - (3) 受験資格を証する書類
- ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(昭和57年3月卒業見込みの者)又は卒業見込証明書。この場合、合格発表日まで卒業証明書を提出すること。)
- イ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国の歯科衛生士免許を受けたことを証する書類
- ウ 写真
- エ 手札形台紙付きとし、出願前6箇月以内に脱帽、正面で撮影したもので、その裏面に(シエ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。
- 8 試験手数料及び納入方法
- (1) 試験手数料 8,000円
 - (2) 納入方法
- (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格発表

昭和57年4月9日(金)とする。
なお、合格者には合格証書を交付する。

10 その他

歯科技工法(昭和30年法律第168号)第12条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

昭和57年2月19日

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84番地 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

昭和57年2月19日曜日

鳥取県公認

4 受験資格

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
 (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 (3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

(4) 写真

手札形台紙付きとし、出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に(シギ)の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

8 試験手数料及び納入方法

- (1) 試験手数料 10,000円
 (2) 納入方法

(1)に記載する額の鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格発表

昭和57年3月31日とする。

なお、合格者には合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
 (2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857-26-7190）へ問い合わせること。

- 7 提出書類
- (1) 受験願書（所定の様式によること。）
 - (2) 履歴書（所定の様式によること。）
 - (3) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は卒業証明書（昭和57年3月卒業見込みの者

にあつては、卒業見込証明書。この場合、合格発表日までに卒業証明書を提出すること。）

- イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
 ハ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

留保用十七封1円郵政局長銀四十四円印（略改めの銀印を押さへて）
 且次の箇印に蓋のがめいたのド、記用ある。

販	設	行	號
十一	上	一	新末鑑家へ後
ニ	ニ	ニ	新末鑑大成
ト	ト	ト	大子禪永